指導医の特例についての申請

日本プライマリ・ケア連合学会

理事長　殿

ブログラム名：

プログラム責任者名：　　　　　　　　　　㊞

総合診療専門研修ⅠまたはⅡおける指導医について、細則第９条（＊）の特例要件を満たしていますので、お認め下さい。

記

特例を申請する研修：　　総合診療専門研修　Ⅰ　・　Ⅱ　　（いずれかを選択）

研修施設名　：　 .

（下記の１．か２．のうち、該当するものに記載ください。）

|  |
| --- |
| １．常勤の認定指導医以外の上級医が在籍している場合（第９条（３）に該当） |
| 学会認定の指導医が置けない理由（右に記述） |  |
| 研修の質を担保する方法（右のＡまたはＢを選択し、該当する□を塗りつぶす、または記述する） | □Ａ. 次の2つを満たすプログラム責任者 または プログラム内の認定指導医による□週に１回の直接対面または遠隔テレビ会議等による振り返り□3ヶ月に1回の研修先訪問 |
| □Ｂ. Ａの2つを満たすのと同等のその他の方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （２．は次ページ） |
|  |
| ２．常勤の認定指導医も認定指導医以外の上級医も不在の場合（第９条（４）に該当） |
| 指導医・上級医が置けない理由（右に記述） |  |
| 研修の質を担保する方法（右のＡまたはＢを選択し、該当する□を塗りつぶす、または記述する） | □Ａ. 次の2つを満たすプログラム責任者 または プログラム内の認定指導医による□週に１回の直接対面または遠隔テレビ会議等による振り返り□3ヶ月に1回の研修先訪問 |
| □Ｂ. Ａの2つを満たすのと同等のその他の方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 診療の質と研修医の労働衛生を担保する方法（右の各欄に記述する） | 常勤の指導医・上級医が不在の状況でも職責を果たせる程度に当該研修医が十分な診療能力を有することを担保する、それまでの研修方略および評価法について（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 研修医がいつでも相談できる体制について（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 研修医の休日の確保、代診制度など、労働衛生面での配慮について（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

以上

（＊）

第9条 プログラムの管理・運営・教育の中心的な役割を果たす人員として次の者を置かなければならない。

(1) 要綱第7条に定めるプログラム責任者を1名

(2) 総合診療専門研修ⅠおよびⅡにおいては、常勤の要綱28条に定める認定指導医を、その部署で同時に研修する後期研修医3名に対して1名以上

(3)　(2)の要件について常勤の認定指導医の配置が不可能な場合で認定指導医以外の上級医が在籍している場合は、プログラム責任者またはプログラム内の認定指導医による週に１回の直接対面または遠隔テレビ会議等による振り返りと3ヶ月に1回の研修先訪問などで研修の質を担保すれば可とする。

(4)　(2)の要件について常勤の認定指導医の配置が不可能な場合で認定指導医以外の上級医も不在の場合は、(3)に加え、以下の項目について事前に審査し、プログラム運営･FD委員会による継続的なモニタリングを行うことを条件に認めることがある。

①　研修医が十分な診療能力を有していること。

②　相談体制を有していること。

③　(3)の指導体制が確保されていること。

④　休日の確保、代診制度など、労働衛生面での十分な配慮が行われていること。